

令和8年1月

熊本県議会臨時會議案

(予算關係)

熊 本 県

議 案 目 錄

第 1 号 令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（第 10 号）	（ 1 ）
第 2 号 令和 7 年度熊本県下水道事業会計補正予算（第 4 号）	（ 11 ）
第 3 号 令和 7 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）	（ 12 ）

第 1 号

令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,485,849 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 999,606,919 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正是、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正是、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 1 月 15 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 島入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 地方交付税		229,110,919	716,682	229,827,601
	1 地方交付税	229,110,919	716,682	229,827,601
2 分担金及び 負担金		5,099,497	1,609,752	6,709,249
	1 分 担 金	703,084	449,114	1,152,198
	2 負 担 金	4,396,413	1,160,638	5,557,051
3 国庫支出金		180,053,518	20,103,438	200,156,956
	1 国庫補助金	111,052,307	20,103,438	131,155,745
4 諸 収 入		59,254,270	176,977	59,431,247
	1 受託事業入	1,978,197	121,583	2,099,780
	2 雜 入	7,770,617	55,394	7,826,011
5 県 債		109,795,000	27,879,000	137,674,000
	1 県 債	109,795,000	27,879,000	137,674,000
歳 入 合 計		949,121,070	50,485,849	999,606,919

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		42,990,267	530,794	43,521,061
2 民 生 費	1企画費	8,236,216	530,794	8,767,010
		118,774,469	297,929	119,072,398
	1社会福祉費	65,252,230	268,025	65,520,255
3 農 水 産 業 林 費	2児童福祉費	43,126,782	29,904	43,156,686
		78,215,520	12,999,881	91,215,401
	1農業費	21,491,205	20,000	21,511,205
	2農地費	25,803,667	10,779,661	36,583,328
	3林業費	21,307,775	1,640,830	22,948,605
4 商 工 費	4水産業費	6,058,854	559,390	6,618,244
		65,972,247	182,253	66,154,500
	1商業費	53,098,408	55,803	53,154,211
	2観光費	1,979,409	126,450	2,105,859
5土木費		114,070,608	28,358,214	142,428,822

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 道橋りょう費	千円 46,369,561	千円 16,370,310	千円 62,739,871
	2 河川海岸費	45,516,809	8,771,071	54,287,880
	3 港湾費	7,205,381	1,301,400	8,506,781
	4 都市計画費	9,549,416	1,694,447	11,243,863
	5 住宅費	2,280,080	220,986	2,501,066
6 教育費		154,501,653	99,666	154,601,319
	1 教育総務費	36,212,545	89,541	36,302,086
	2 高等学校費	35,609,897	10,125	35,620,022
7 災害復旧費		61,140,050	8,017,112	69,157,162
	1 商工災害費	4,372,732	109,112	4,481,844
	2 土木災害費	38,407,856	7,908,000	46,315,856
歳出合計		949,121,070	50,485,849	999,606,919

第2表 繼越明許費補正

1 追 加

款	項	金額
1 民 生 費		千円 4,440
	1 生 活 保 護 費	4,440
2 衛 生 費		271,421
	1 医 藥 費	271,421
3 商 工 費		4,874,352
	1 商 業 費	3,111,803
	2 工 鉱 業 費	1,762,549
4 教 育 費		89,541
	1 教 育 總 務 費	89,541
合	計	5,239,754

2 変更

款	項	金額	
		補正前	補正後
1 総務費		千円 793,563	千円 1,165,919
	1 企画費	793,563	1,165,919
2 民生費		866,154	7,501,942
	1 社会福祉費	589,683	7,093,855
	2 児童福祉費	276,471	408,087
3 衛生費		272,903	2,578,587
	1 公衆衛生費	4,554	2,269,212
	2 環境衛生費	268,349	309,375
4 農林水産業費		29,610,925	42,121,282
	1 農業費	2,021,950	2,041,950
	2 農地費	11,359,505	21,649,642
	3 林業費	14,204,030	15,844,860
	4 水産業費	2,025,440	2,584,830
5 商工費		204,675	331,125
	1 観光費	204,675	331,125
6 土木費		70,344,140	92,974,595
	1 道路橋りょう費	26,286,748	39,762,652

款	項	金額	
		補正前	補正後
	2 河川海岸費	千円 33,439,682	千円 40,281,100
	3 港湾費	2,799,817	3,407,517
	4 都市計画費	6,887,635	8,372,082
	5 住宅費	930,258	1,151,244
7 教育費		4,926,295	4,936,420
	1 高等学校費	4,926,295	4,936,420
8 災害復旧費		15,000	4,362,408
	1 商工災害復旧費	15,000	4,362,408
合 計		107,033,655	155,972,278

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
観光施設費 現年発生国庫補助事業費	千円 29,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
老人福祉施設整備事業費	98,000			
計	127,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 3,149,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内 (ただし、融機構、会社、その他)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利 利率見直し方式で 均等償還又は元金均等償還、	千円 4,965,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	215,000				507,000			
農地防災国庫補助事業費	436,000				590,000			
湛水防除国庫補助事業費	491,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	借り入れる資金について、	借り入れる資金に ついて、	1,058,000			
造林国庫補助事業費	90,000			ただし、県	355,000			
林道国庫補助事業費	628,000			財政の都合に	697,000			
治山国庫補助事業費	4,414,000			より、繰上償還をなし、又	4,632,000			
漁港国庫補助事業費	398,000	(その他)	おいては、	は借換えをする。	606,000			
観光施設整備事業費	136,000	工事その他	当該見直し後の利	率) が可能	199,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	7,747,000	の都合により、一部又は全部			12,895,000			
道路維持国庫補助事業費	2,898,000	を翌年度以降に繰り下げて			3,688,000			
河川国庫補助事業費	1,889,000	借り入れること			4,272,000			
砂防国庫補助事業費	3,563,000	とができる。 発行価格が			4,530,000	(補 正 前 に 同 じ)		
河川海岸保全国庫補助事業費	151,000	額面金額を下回るときは、			201,000			
港湾建設国庫補助事業費	584,000	その発行差額			916,000			
土地区画整理事業費	823,000	をうめるため			1,079,000			
街路国庫補助事業費	1,205,000	必要な金額を加算した額を			1,383,000			
都市公園整備事業費	481,000	限度額とする			633,000			
公営住宅建設事業費	452,000	ことができる。			556,000			
土地改良直轄事業負担金	938,000				1,314,000			
農地海岸直轄事業負担金	571,000				668,000			
道路直轄事業負担金	6,825,000				9,718,000			
河川直轄事業負担金	3,221,000				4,823,000			
砂防直轄事業負担金	807,000				1,133,000			
港湾直轄事業負担金	1,577,000				2,165,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共土木直轄 災害復旧事業 負 担 金 観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 災害復旧事業費	千円 129,000 15,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共團 体との共同發 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げる 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることでき る。	千円 7,997,000 5,000	(補 正 前 に 同じ)		
計	43,833,000				71,585,000			

第 2 号

令和 7 年度熊本県下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「831,489千円」を「833,239千円」に、「131,295千円」を「177,729千円」に、「340,194千円」を「295,510千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
取 入			
第 1 款 資本的収入	5,082,165千円	857,238千円	5,939,403千円
第 1 項 企 業 債	1,819,201千円	333,000千円	2,152,201千円
第 2 項 他会計借入金	26,803千円	210,000千円	236,803千円
第 3 項 補 助 金	1,976,100千円	259,488千円	2,235,588千円
第 4 項 負 担 金	1,251,200千円	54,750千円	1,305,950千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	5,913,654千円	858,988千円	6,772,642千円
第 1 項 建設改良費	5,388,624千円	858,988千円	6,247,612千円

（企業債）

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額「1,038,000千円」を「1,055,000千円」に、「121,800千円」を「155,800千円」に、「90,800千円」を「92,800千円」に、「521,000千円」を「801,000千円」に、「1,819,201千円」を「2,152,201千円」に改める。

令和 8 年 1 月 15 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 3 号

令和 7 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めると
ころによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「457,321千円」を「494,957千円」に、「65,989千円」を「331,829千円」に、「391,332千円」を「163,128千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	813,520千円	2,886,600千円	3,700,120千円
第 1 項 企 業 債	634,000千円	1,837,000千円	2,471,000千円
第 2 項 補 助 金	143,939千円	1,049,600千円	1,193,539千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,308,077千円	2,887,000千円	4,195,077千円
第 1 項 建設改良費	775,949千円	2,887,000千円	3,662,949千円
（企業債）			

第 3 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額のうち、「399,000千円」を「2,236,000千円」に改める。

令和 8 年 1 月 15 日提出

熊本県知事 木 村 敬

発行者：熊本県
所屬：財政課
発行年度：令和7年度